

税に関するお知らせ

問 大隅税務署 総務課
☎099-482-0007(自動音声案内)

■10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます

本年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられ、同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率の対象品目は、大きく分けて①飲食料品(酒類・外食等を除いたもの)、②週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)の2つです。

軽減税率制度の実施に伴い、事業者の方は、帳簿や請求書等を税率ごとに区分して作成する必要があるほか、レジやシステムの導入・改修・入替えが必要になる場合もありますので、早めのご準備をお願いします。

軽減税率制度に関する詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度」をご覧ください。

また、ご不明な点は、軽減コールセンター(☎0120-205-553)、もしくは最寄りの税務署にお尋ねください。

※自動音声案内に従い「2」を選択

■e-Tax のメリットをご紹介します

「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」には、次のようなメリットがあります。

- 1 税務署へ出向くことなく、インターネットを利用して申告、申請・届出、納税などの手続きを行うことができます。
- 2 申告書、申請書、添付書類などをインターネットを利用して提出できるため、ペーパーレス化につながります。
- 3 所得税の確定申告において、一部の添付書類(源泉徴収票など)は内容を入力して送信することにより、提示又は提出を省略することができます。
- 4 書面で提出した場合より、還付金が早く受け取れます。
- 5 マイナンバーに係る本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。
- 6 納税証明書の交付請求手数料が書面請求の場合よりも安価です。

詳しくは、e-Tax ホームページ(www.e-tax.nta.go.jp又は e-Tax 検索)をご覧ください。

■マイナンバー(個人番号)の税務関係書類への記載について

税務署へご提出いただく税務関係書類については、マイナンバー(個人番号)の記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要なものがあります。

詳しくは、国税庁ホームページのトップページ(www.nta.go.jp又は 国税庁 検索)にある「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」をご覧ください。